

**【改正】(資産の譲渡をすることが明らかとなった日)**

64(3)－6 措置法第 64 条第 3 項に規定する「当該収用等により当該法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日」とは、土地収用法第 16 条の規定による事業認定又は起業者からの買取りの申出があったこと等により法人の有する資産（棚卸資産を除く。）について収用等をされることが明らかとなった日をいうことに留意する。

**【解説】**

- 1 改正前の本通達では、収用等をされることがあらかじめ了知できるような場合において、一定の要件に該当するものについては、収用等のあった日より前に取得をした資産を代替資産として圧縮記帳をすることができることを明らかにしていた。  
その際、収用等のあった日より前に取得したものを代替資産とすることができるといっても、譲渡と取得の関連性を必要とすることから、ある程度常識的な期間制限が必要と考えられるところであり、原則として、その収用等のあった日を含む事業年度開始の日前 1 年以内を制限期間とし、例外として、工場等の建設及び移転に要する期間が通常 1 年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情がある場合には、その工場等の敷地の用に供するための土地等及び工場等について、その収用等のあった日を含む事業年度開始の日前 3 年以内の先行取得を認めていた。
- 2 令和 4 年度の税制改正において、法人の有する資産について収用等のあった日を含む事業年度開始の日から起算して 1 年（やむを得ない事情がある場合には、3 年）前の日（同日がその収用等によりその法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日前である場合には、同日）からその開始の日の前日までの間に先行して代替資産となるべき資産の取得をした場合にも、本制度による圧縮記帳の適用を受けることができることが明確化された（措法 64③、措令 39⑩）。
- 3 上記 2 の税制改正を受けて、本通達で定めていた代替資産の先行取得期間の取扱いの部分を削除し、改正後の本通達では、収用等のあった日を含む事業年度開始の日前 1 年（やむを得ない事情がある場合には、3 年）以内に取得した資産（いわゆる先行取得資産）として圧縮記帳が認められる先行取得期間の始期となる「当該収用等により当該法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日」の意義について明らかにしている。  
具体的には、土地収用法第 16 条の規定による事業認定又は起業者からの買取りの申出があったこと等により法人の有する資産（棚卸資産を除く。）について収用等をされることが明らかとなった日をいうことになる。